

「袴田事件」の検察官の有罪立証方針に強く抗議をし、袴田巖さんの早期の雪冤及び再審法改正を求める会長声明

1 袴田事件の概要及び審理経過は日本弁護士連合会令和5年3月13日付「「袴田事件」再審開始支持決定を評価し、検察官特別抗告の断念を求める会長声明」及び当会同年4月7日付「「袴田事件」再審開始支持決定を評価し、速やかな再審公判の開始を求める会長声明」のとおりである。

袴田巖さんの第二次再審請求事件について、静岡地方裁判所の再審開始決定が確定し、現在、再審公判が開始され、公判に向けた準備が行われている。

2 袴田事件は、平成26年3月27日に静岡地方裁判所にて再審開始決定がなされた後、およそ9年間もかけて、再審開始決定に対する即時抗告審、特別抗告審、差戻し後の即時抗告審で審理され、原審で提出された証拠は刑事訴訟法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」であると認定され、再審が開始されている。

にもかかわらず、令和5年7月10日、検察官は、袴田事件の再審公判で、有罪立証をする方針を明らかにした

検察官が有罪の立証を行うことは、静岡地方裁判所の再審開始決定に対しておよそ9年もの歳月をかけて、東京高等裁判所、最高裁判所、東京高等裁判所にて審理し続けた「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」の蒸し返しの審理を求めるものである。

かかる検察官の対応は、国家権力として、袴田さんの憲法37条1項で規定される迅速な裁判を受ける権利を否定し、冤罪による有罪の状態を継続することにより袴田さんの個人の尊厳を侵害し続ける行為であるとともに、検察官の、社会正義の実現、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用・実現するとする使命を真っ向から否定するものである。

そして、袴田さんは、現在87歳の高齢であり、47年もの長期間の身体拘束によって心身を病むに至っており、袴田さんの救済に一刻の猶予も許されない。

そこで、当会は、今回の袴田事件の再審公判手続で有罪立証の活動を行うとする検察官の方針に強く抗議をし、改めて、一刻も早く袴田さんの雪冤を果たし、袴田さんの基本的人権が守られることを強く求める。

3 また、当会において、令和5年6月26日付で、再審における証拠開示及び検察官の即時抗告及び特別抗告を禁止することを内容とする刑事訴訟法の再審規定の改正を求める総会決議を行った。

今回、袴田事件における検察官の対応については、まさに、検察官による抗告を許容することにより、約9年間もの期間、非公開の再審開始の判断のための審理に歳月を割かれることになったものである。

つまり、再審請求審において三審制で審理がなされた後に、再度、再審公判における三審制での審理が許容されるという法制度の欠陥により、再審における迅速な裁判を受ける権利が侵害されることになるものである。

そこで、当会は、改めて、再審請求事件の審理の適正を制度化し、えん罪被害者の基本的人権を全うするため、「再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止」及び「再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化」の内容を盛り込んだ刑事訴訟法・再審規定の改正を強く求める。

令和5年7月20日

茨城県弁護士会

会長 望月直美

